平成２７年（フ）第６０９号
仙台市若林区南小泉４丁目７番13号
債務者　今野　悦利
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６２２号
仙台市太白区長嶺７番20号
債務者　大内　　祐
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６３７号
仙台市青葉区みやぎ台３丁目16番６－１号
債務者　畠山　純佳
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６５７号
仙台市若林区遠見塚２丁目１番11号　コーポサンライフ304
債務者　伊藤美智代
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４８号
福島県いわき市小名浜字隼人70番地　カネマン物産ビル４Ｆ－Ｅ
債務者　菅原　　質
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第２７９号
茨城県水戸市田島町420番地の４
債務者　栗林起美江（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３００号
茨城県水戸市元石川町288番地の10
債務者　松村　幸子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１４０号
茨城県つくば市小野川11番地10　エグゼクティブ22－206号、前住所茨城県つくば市花畑２丁目８番地１　ガリレオプレイス511号
債務者　丸山喜代美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７４号
茨城県つくば市谷田部4774番地１　３棟208号
債務者　佐伯　祐子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５４号
茨城県常総市坂手町5538番地78
債務者　齋藤　清成
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２００号
茨城県古河市鴻巣２番地２　岩崎ビル303号、前住所茨城県古河市大山210番地７　パレス銀河108号室
債務者　太幡　匡良
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２０５号
茨城県古河市東山田2321番地４
債務者　手塚　満生
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２１０号
茨城県古河市駒羽根712番地13、前住所茨城県坂東市長谷2988番地１
債務者　柿沼　信一
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２１６号
茨城県下妻市高道祖９番地１
債務者　江川美佑紀（旧姓武井）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２１７号
茨城県坂東市中里1082番地２
債務者　倉持　晃一
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２１１号
山梨県甲府市後屋町９－１　ハイツ雨宮308号、住民票上の住所山梨県都留市中津森974番地
債務者　藤本　勝也
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係